

# 税務・財務情報 第2908号

## 相続手続きの負担が軽くなる！？

### 法定相続情報証明制度がスタートしました

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

#### 株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail [info@topp.co.jp](mailto:info@topp.co.jp)

# 相続手続きの負担が軽くなる！？

## 法定相続情報証明制度がスタートしました

### 1 はじめに

現在、所有者不明の土地や空家が増加して問題となっており、その要因の一つとして相続登記がされないまま放置されていることが挙げられています。その対応策として相続手続きを省力化し、相続登記を促進させるためにこの法定相続情報証明制度が創設されました。

### 2 法定相続情報証明制度の概要

被相続人の死亡後にその相続人は相続登記、預金の解約手続き、保険金の請求手続きなど様々な手続きを行う必要があり、その手続きの都度戸籍書類一式を用意しなければなりません。この制度は法務局で一定の手続きを行うことで「法定相続情報一覧図」の写しを法務局で発行してもらい、戸籍書類一式の代わりに各種相続手続きに利用することができる制度です。

平成 29 年 5 月 29 日から開始しています。

### 3 手続きの流れ

①申出（相続人または代理人（親族や弁護士、司法書士、税理士等一定の者に限る））

①-1 戸除籍謄本等の資料を収集

必ず用意する書類

被相続人の戸除籍謄本（出生から死亡までの連続したもの）

被相続人の住民票の除票

相続人全員の戸籍謄本

申出人の氏名・住所が確認できる書類（運転免許証のコピー等）

①-2 法定相続情報一覧図を作成して法務局へ提出（郵送での提出も可）

②確認・交付

②-1 登記官が提出された法定相続情報一覧図を確認・保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写し※を交付

提出した戸除籍謄本等を返却

※法定相続情報一覧図の写しのみほんは次ページ参照

③利用

各種相続手続きに利用（戸籍の束の代わりに法定相続情報一覧図を提出するだけ）

(記載例)

法定相続情報番号 0000-00-00000

### 被相続人法務太郎法定相続情報

一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理される。

最後の住所 ○県○市○町○番地  
出生 昭和○年○月○日  
死亡 平成28年4月1日  
(被相続人)  
法務太郎

住所 ○県○郡○町○34番地  
出生 昭和45年6月7日  
(子)

法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
出生 昭和47年9月5日  
(子)

相続促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号  
出生 昭和50年11月27日  
(子)

登記進

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
出生 昭和○年○月○日  
(配偶者)  
法務花子

以下余白

作成日：○年○月○日  
作成者：○○○士 ○○ ○○ 印  
(事務所：○市○町○番地)

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日  
○○法務局○○出張所

登記官 ○○ ○○ 職印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

(法務省HP内より抜粋)

## 4 本制度のメリット

### ①費用がかからない

認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付は必要な部数だけ無料で交付してもらうことができます。

また、戸除籍謄本から法定相続人を確定させなければなりません。登記官に法定相続情報一覧図を確認してもらえますので、法定相続人に間違いがないかチェックしてもらえます。

### ②相続手続きの時間短縮が可能

金融機関で預金等の解約手続きを行う場合に法定相続情報一覧図の写しを提出すれば、各金融機関等で戸籍の束から相続人をチェックする時間が省略されますので、待ち時間が短縮されたり、戸除籍謄本を使い回しする必要がないため各金融機関を同時並行して相続手続きを行うことができます。

### ③5年間保存される

法定相続情報一覧図は作成の年の翌年から5年間保存されます。例えば、数年後に新たに預金口座があることが発覚した場合でも、法務局で法定相続情報一覧図の写しを再交付してもらえば、改めて戸除籍謄本を集める必要はありませんので手間が省けます。

## 5 利用上の留意点

### ①最初の手間が増える

手続きの流れでも確認した通り、最初の戸除籍謄本は自分で収集しなければなりません。それに加えて法定相続情報一覧図を作成して申出を行わなければならないためその手間が増えると言えます。

### ②金融機関等の一部で使えない可能性もある

金融機関等で預金等の解約に利用できることとされていますが、今のところ同制度に対応するかどうかは各金融機関等の判断に任されています。一部の金融機関では対応することがホームページで公表されているところもありますが、まだ制度がスタートしたばかりで利用できない金融機関等もあると思われます。手続きをされる前に確認が必要です。

### ③相続放棄などは反映しない

法定相続情報一覧図には戸除籍謄本の情報のみが記載されるため、相続放棄があった場合は相続放棄の申述の受理証明書が追加で必要となります。

### ④相続税の申告には使えない

相続税の申告が必要な場合は「戸籍の謄本で被相続人の全ての相続人を明らかにするもの」を提出することが求められていますが、今のところ法定相続情報一覧図の写しで対応していません。

## 6 最後に

今回ご紹介した法定相続情報証明制度はまだサービスが開始されたばかりで、今後同制度が少しずつ浸透していくことが考えられます。この制度を利用するメリットが特に大きい方は「不動産の相続登記と複数の金融機関で相続手続きが必要な方」だと思います。

まだ、はじまったばかりの制度ですが、メリットが大きいと急速に実務の中に定着していきそうです。

相続手続きでお困りの場合は、どんなことでも弊社へご相談下さい。